

# 伊根町分別収集計画

自 平成23年度

至 平成27年度

伊 根 町

## 1 計画策定の意義

本町は、透き通った海と緑深い山々の自然に囲まれ、人情味あふれた土地柄であり、こうした地域の特質を活かして生活環境基盤をつくり、豊かな住民生活ができるような地域社会づくりを進めていくため、本町の基本方針では、次のような目標を掲げ、町づくりを進めている。

- 自然に包まれた生活環境の維持
- 潤いのある豊かな暮らしの創出
- 安心な暮らしの確保
- 伊根町の未来を育む
- 人の繋がりを大切にした地域の維持
- 郷土の歴史や文化の磨きあげ

快適で住みよい生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、住民・行政・事業者それぞれの立場でその役割を認識し、三者が一体となった取り組みを進めていくことが重要である。

本計画は、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・行政・事業者それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により最終処分場の延命化が図れるとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを目指した地域社会づくり
- ② 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ③ 住民・事業者と町が一体となった排出抑制・資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	97 t	95 t	94 t	92 t	91 t

6 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。  
 なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連帯を図ることが重要である。

- ① 地域社会の集団回収の取り組みを推進する。
- ② 広報誌・ちらし等による排出の抑制及び再資源化リサイクル促進のための啓発活動を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 ├── 無色のガラス製容器 ├── 茶色のガラス製容器 └── その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ（白色発泡スチロール製食品トレイ）

プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	4 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
主としてアルミ製の容器	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
無色のガラス製容器	合計 8 t		合計 8 t		合計 8 t		合計 8 t		合計 8 t	
	引渡し量 8 t	独自処理	引渡し量 8 t	独自処理	引渡し量 8 t	独自処理	引渡し量 8 t	独自処理	引渡し量 8 t	独自処理
茶色のガラス製容器	合計 8 t		合計 7 t		合計 7 t		合計 7 t		合計 7 t	
	引渡し量 8 t	独自処理	引渡し量 7 t	独自処理	引渡し量 7 t	独自処理	引渡し量 7 t	独自処理	引渡し量 7 t	独自処理
その他のガラス製容器	合計 3 t		合計 3 t		合計 3 t		合計 3 t		合計 3 t	
	引渡し量 3 t	独自処理	引渡し量 3 t	独自処理	引渡し量 3 t	独自処理	引渡し量 3 t	独自処理	引渡し量 3 t	独自処理
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.6 t		0.6 t		0.6 t		0.6 t		0.6 t	
主として段ボール製の容器	37 t		36 t		36 t		35 t		35 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 5 t		合計 5 t		合計 5 t		合計 5 t		合計 5 t	
	引渡し量	独自処理 5 t	引渡し量	独自処理 5 t	引渡し量	独自処理 5 t	引渡し量	独自処理 5 t	引渡し量	独自処理 5 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 2 t		合計 2 t		合計 2 t		合計 2 t		合計 2 t	
	引渡し量	独自処理 2 t	引渡し量	独自処理 2 t	引渡し量	独自処理 2 t	引渡し量	独自処理 2 t	引渡し量	独自処理 2 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計 27 t		合計 27 t		合計 26 t		合計 26 t		合計 26 t	
	引渡し量	独自処理 27 t	引渡し量	独自処理 27 t	引渡し量	独自処理 26 t	引渡し量	独自処理 26 t	引渡し量	独自処理 26 t
(うち白色トレイ)	合計 0.3 t		合計 0.3 t		合計 0.3 t		合計 0.3 t		合計 0.3 t	
	引渡し量	独自処理 0.3 t	引渡し量	独自処理 0.3 t	引渡し量	独自処理 0.3 t	引渡し量	独自処理 0.3 t	引渡し量	独自処理 0.3 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、近年の減少率を勘案し次のとおり設定した。(べき乗)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
2,531人	2,490人	2,452人	2,415人	2,380人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、小中学校PTA等住民団体が集団回収で取り組んでいる段ボール、飲料用紙製容器包装は引続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集の分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	町による定期回収	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスビン	町及び集団回収実施団体が回収	町及び集団回収実施団体
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町及び集団回収実施団体が回収	町
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	町
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

ガラス製容器、段ボール、飲料用紙製容器の分別・保管施設は最終処分場周辺に整備し、スチール製容器、アルミ製容器、ペットボトル、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装施設は、1市2町で整備。

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実行あるものとするため、次の取組を進める。

- ① 容器包装廃棄物が適正に排出されるよう啓発を行う。
- ② 小学校PTA等資源ごみ集団回収団体への支援を継続して実施する。